

日本証券経済研究所における研究者の行動規範

日本証券経済研究所の活動の中心は研究であり、また、当研究所の研究の担い手は、当研究所に属し、又は当研究所と連携して活動する研究者（以下、両者を合わせて「研究者」という。）に他ならない。

研究とは、本来、研究に従事する者の問題意識を背景に、真理を追求しようとする独立した高邁な精神を基礎として行われるものである。このため、研究の動機やモチベーション、研究に当たっての規律などは個々の研究従事者に属するところが大きい。

他方、当研究所は、金融・資本市場に関する独立かつ中立的な専門研究機関として、経済の実態を踏まえた高度な研究調査のけん引役を果たし、現代の経済社会における諸課題の解決に貢献することを使命として活動している。このため、研究者は、こうした当研究所の使命にも意識を向け、自らの役割を果たすことが求められる。

当研究所では、今般、これらの両面を意識しつつ、研究者に求められる規範を「行動規範」として取りまとめた。本行動規範は、研究者が研究活動を進めるに当たって、拠るべきプリンシプルとして定めたものであり、規範への違反それ自体が罰則の対象となるものではない。今後、この行動規範が、十分に実効性のあるものとなるよう、研究者を対象とする研修を実施するなど必要な施策を講じていく。

I 研究者の責務

(研究者の責任の自覚とそれを踏まえた行動)

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識の質を担保する責任を有することを自覚し、高い志を持って専門知識・能力の維持向上に努めるとともに、常に正直、誠実に判断し、適切に行動する。

(当研究所への期待に応える研究)

- 2 研究者は、前文に掲げた当研究所の使命の達成に貢献する責任を有することを自覚し、現実の金融・資本市場に根差した問題意識を踏まえて研究調査を行うことなどを通じ、当研究所に寄せられる期待に応えるよう努める。

II 公正な研究

(研究活動)

- 3 研究者は、自らの研究活動のあらゆる局面において、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないことはもとより、研究データ・資料等の適切な管理・保存を徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努める。

(研究成果の適切な公表)

- 4 研究者は、研究成果の公表に際しては、データや論拠の信頼性の確保に十分留意するとともに、他の研究者の研究成果やオリジナリティを尊重して公正かつ適切な引用を行わなければならない。

III 社会の中の研究者

(経済社会の動向への関心)

- 5 研究者は、持続可能な社会の構築に向けた取組み、経済社会構造の変化、金融技術の進展及び各種金融規制の動向など、金融・資本市場を巡るさまざまな動きに幅広く関心を持ち、高くアンテナを張って関連する情報の収集に努め、それを自らの研究の中で生かすよう努めるとともに、自らの研究成果が、経済社会や金融・資本市場のあり方に対して示唆を与えうるものとなっているか否かにも関心を持つ。

(交流の促進)

- 6 研究者は、研究活動を進める中で、国内・海外の大学その他の研究機関の研究者及び金融・資本市場で活動する専門家等と積極的に交流し、協力を図る。

IV 法令の遵守など

(法令・規則等の遵守)

- 7 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(個人情報の保護)

- 8 研究者は、研究活動に伴う守秘義務を遵守し、研究活動の過程において知り得た個人情報を保護するため、その適正な管理を図る。

(差別・ハラスメントの排除)

- 9 研究者は、個人の人格、人権を尊重し、研究活動において起り得るあらゆる形態の差別及びハラスメントを起こさないよう努める。

(利益相反)

- 10 研究者は、利益相反の発生に十分な注意を払い、かかる状況が発生する場合には、情報を開示するなどして適切なマネジメントを行うことにより、利益相反の弊害が生じないように努める。